の協力を計り以て健実なる産業の発展を期せしめねばならないと確信して居るものであります。

故に私達の右要請を速に容れられんことを切望する次第であります。

昭和十二年十一月六日大同製本工場従業員一同

大同製本工場主殿

要請書撤回届(写)

去ル十一月六日付ヲ以テ工場主ニ対シ提出シタル残業手当ノ要請書ハ所局多端ノ折柄此ノ際右要請書ヲ撤回スヘク尤横届出申候

昭和十二年十一月二十日大同製本工場従業員一同

代表　神山久作

〃　石井三郎

〃　今井正作

大塚警察署長殿